

国不建第410号
令和3年3月2日

各都道府県担当部局長 殿
（市区町村担当課、入札契約担当課扱い）
各指定都市担当部局長 殿
（入札契約担当課扱い）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（ 公 印 省 略 ）

施工体制台帳の作成等についての改正について

今般、建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第30号）、建設業法施行規則及び施工技術検定規則の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第69号）等により、施工体制台帳の記載事項として、新たに監理技術者補佐の氏名等が追加されるとともに、いわゆる「作業員名簿」を施工体制台帳の一部として作成することとされるなど、所要の改正が行われました。この施工体制台帳については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条第2項に基づき、公共工事の受注者はその写しを発注者に提出することとされております。

つきましては、「施工体制台帳の作成等について」（平成7年6月20日付け建設省経建発第147号）を別紙のとおり改正し、国や都道府県の建設業許可行政庁あてに通知しましたので、貴職におかれましては、所管の建設工事の発注に当たって適切な事務処理に努められ、施工体制台帳の作成等に係る関係規定の適切な運用に特段の御協力をいただきたく、参考までに送付致します。なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の担当部局長に対しても、周知をお願い致します。